

## 社会福祉法人漆原清和会 特別養護老人ホーム旭ホーム

### 指定介護老人福祉施設 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人漆原清和会が運営する特別養護老人ホーム旭ホーム（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 利用者が、施設で安心・安全な日常生活を営むことができるよう、必要かつ心のこもった援助を行い「ここにいてよかった」と納得していただける支援に努める。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### (施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地および入所定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 旭ホーム
- (2) 所在地 神奈川県横浜市旭区川井本町154番地6
- (3) 入所定員 50名

#### (職員の職種、配置基準および職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、配置基準および主な職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名  
管理者は、職員等の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師（嘱託） 1名以上  
医師は、利用者の心身両面における医療的管理を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者および家族等からの相談に応じるとともに、適切な施設サービスが提供されるよう施設内の調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連絡調整等を行う。

## (4) 看護職員 2名以上

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、保健衛生上の指導や看護を行う。

## (5) 介護職員 18名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助および援助を行う。

## (6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、心身の機能の減衰を防止するため、日常における生活リハビリを行う。

## (7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

## (8) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の身体状況、健康状態に応じた栄養管理および栄養指導、献立作成、喫食状況の確認、嗜好調査、給食業者との連絡調整を行う。

## (9) 事務員 1名以上

事務員は、庶務および施設サービス利用料の管理、施設サービス提供にあたり必要となる物品の発注、購入等会計事務ならびに必要な事務を行う。

## (施設サービス計画の作成)

第5条 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、適切な方法により利用者の状態を把握し、利用者またはその家族等の希望等も取り入れながら、利用者が主体性をもって日常生活を営むことを目指した支援計画を立案する。

2 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者またはその家族等に対して説明し、同意を得るものとする。

3 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

## (施設サービスの内容)

第6条 事業の主な内容は次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成 (2) 入浴 (3) 排泄 (4) 離床、着替え、静養等の日常生活の世話 (5) 機能訓練 (6) 健康管理 (7) 相談、援助 (8) 栄養管理 (9) 口腔衛生の管理

## (利用料)

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者のもつ介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 保険適用外サービスにかかるその他の経費については別に定め、費用の支払いを受けることができるものとする。

3 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受け取ることができるものとする。

(1) 居住費 (2) 食費 (3) 理美容代 (4) 貴重品管理料 (5) レクリエーション・クラ

ブ活動における材料代 (6) 複写物の交付料

(7) 前各号に掲げるものの他介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。

4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に説明し同意を得るものとする。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、自身の状態に応じて可能な限り自立した生活が出来るよう、自らも努めるものとする。

2 施設の利用にあたって、利用者およびその家族等は、宗教活動、政治活動、粗暴行為等ならびに施設の日常生活の許容を超える言動や他人に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 前項の留意事項が著しく侵害され、改善が見込めないと判断される場合は、施設利用の継続をお断りすることもあり得るものとする。

(緊急時における対応)

第10条 施設は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合を想定し、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第11条 事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

(4) 職員に対し、事故防止のための研修を定期的実施する。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に

連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### （身体拘束の禁止）

第12条 施設は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### （虐待防止に関する事項）

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （衛生管理等）

第14条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備・備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

2 感染症または食中毒が発生した場合はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## (協力病院等)

第15条 施設は利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れられる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに協力医療機関の名称等を市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）第6条第17項に規定する第二種協力指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設へ速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

## (非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また施設長は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

## (業務継続計画の策定等)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (個人情報の保護・守秘義務)

第18条 施設は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者または家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

## (苦情処理)

第19条 施設は、提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族への説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

## (地域との連携等)

第20条 事業運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

## (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

## (その他運営についての留意事項)

第22条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人漆原清和会理事長と特別養護老人ホーム旭ホーム施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 本規程の施行に基づき旧運営規程「指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム旭ホーム 運営規程」は廃止とする。
- 2 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程の改廃は理事会の承認を要するものとする。

